

# 定額減税の実施方法

## ●所得税

給与所得者	事業所得者等	公的年金受給者
6月の源泉徴収額から順次減税	原則、確定申告時に減税 (予定納税をされている事業所得者は、7月の第1期分の予定納税額から順次減税)	6月の源泉徴収額から順次減税

## ●住民税

給与からの特別徴収	普通徴収	公的年金からの特別徴収
6月の徴収分は0円 減税した後の税額を7月以降に11等分し徴収	6月の納付分から順次減税	10月の徴収分から順次減税

## Q&A

Q

豊島区から定額減税調整給付金を受けるためには、いつ時点で豊島区に住んでいる必要がありますか。

A

令和6年1月1日時点で住民登録をしている方が対象です。  
令和6年1月2日以降に転入した方は、以前にお住まいの自治体にお問い合わせください。

Q

令和6年分の所得税はまだ確定していませんが、なぜ減税しきれない額がわかるのですか。

A

国が作成した算定システムを用いて、令和5年中の所得情報などをもとに令和6年分の所得税を推計し、減税しきれない額を算定しています。

Q

令和6年分の所得税額は推計値とのことです。年末調整や確定申告で所得税が確定したことにより、給付金額に不足が生じた場合はどうなりますか。

A

令和7年以降に追加給付予定です。

Q

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)および豊島区物価高騰対策臨時給付金(7万円)をもらったのですが、令和6年度新たな住民税非課税世帯等への給付金はもらえるのでしょうか。

A

対象外です。

Q

定額減税の扶養親族数は、別世帯の扶養親族も含まれますか。

A

別世帯の扶養親族も含まれます。  
ただし、国外居住の扶養親族は除きます。



定額減税調整給付金および新たな非課税世帯等への給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自治体や内閣府などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。